

第77回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告

会計監査人の状況
新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

株式会社パリミキホールディングス

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子
提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りモリの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は50百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権等の状況

		第 5 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発 行 決 議 日		2020年9月1日	2023年5月12日
新 株 予 約 権 の 数		5,700個	500個
新株予約権の目的となる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 570,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 30,100円 (1株当たり 301円)	新株予約権1個当たり 34,800円 (1株当たり 348円)
権 利 行 使 期 間		2022年9月2日から 2030年9月1日まで	2025年5月13日から 2033年5月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 1～4	(注) 1～4
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 4,500個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

		第 9 回新株予約権	
発 行 決 議 日		2023年5月12日	
新 株 予 約 権 の 数		30個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 34,800円 (1 株当たり 348円)	
権 利 行 使 期 間		2025年 5 月13日から 2033年 5 月12日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1～4	
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 3,000株 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させ継承することにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底する。
- 2) 当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本方針および行動規範を策定するとともに、当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
- 3) コンプライアンス上の重要な事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会および監査役に報告される体制を構築する。
- 4) コンプライアンス基本方針に従い、内部監査部門と連携して実施状況を管理・監督し、コンプライアンス委員会は、従業員に対して適切な研修体制を構築し内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置する。
- 5) 反社会的勢力排除に向け、行動規範に反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを定め、全社的に取り組む。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程および情報管理・秘密保持規則に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 財務報告の適正性を確保するための体制

情報開示の透明性および公正性を促進するために、経理規程および連結決算規程によって経理処理方法を統一する基準を定め、財務諸表および財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の適正性を確保するものとする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 内部統制を推進するために、リスクマネジメント担当役員およびリスクマネジメント委員会を設置し、お客様、社員、そして企業の将来も見据え、それぞれの立場でリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
 - 2) 各部署はリスクマネジメント規程に基づき事前予兆対応体制を整え、それぞれのリスクマネジメントを行い、リスクマネジメント委員会へ定期的に状況を報告し、連携を図る。
 - 3) 重大な緊急事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - 4) リスクマネジメント規程およびリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部門が監査を実施する。
- ⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 経営計画については、経営理念を基軸に置き、計画に基づき目標達成のために活動する。また、事前予兆対応体制下において、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - 2) 取締役の職務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議する。
 - 3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程に基づき、権限と責任と創造性発揮の契約が行われ、各責任者が職務権限基準に則り業務を遂行する。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社子会社の経営においては、各社の自主性と当社グループの戦略・経営理念・信条を尊重し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制、ならびに子会社の損失の危険の管理体制を確保するため、子会社に対し関係会社管理規程に基づき、事業内容、業務執行状況ならびに財務状況等についての定期的な報告を求め、重要案件についての事前協議を行う。
 - 2) リスクマネジメント規程をグループ共通の規定とし、当社と当社子会社は相互に連携してグループ全体のリスク管理を行う。
 - 3) グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス基本方針においてもグループ共通で策定・運用する。
- ⑦ 監査役の職務の補助に関する体制
- 1) 監査役が必要とした場合は監査役スタッフを置く。
 - 2) 監査役の職務を補助するスタッフの任命・異動については監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - 3) 監査役スタッフの人事考課については常勤監査役が行うものとする。
 - 4) 取締役および従業員は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- ⑧ 監査役への報告体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社および当社子会社の取締役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。また、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある場合は速やかに監査役へ報告する。なお、監査役は必要に応じて、当社および当社子会社の取締役および従業員に対して業務執行に関する事項について報告を求めることができる。
 - 2) 上記の監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
 - 3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、会合を定期的に行い、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
 - 4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、内部統制システムに関して、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行

社外取締役2名を含む取締役5名は取締役会に出席し、法令および定款等に定められた事項や経営上の重要事項について審議を行い、活発な議論を経て意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。当事業年度は取締役会を8回開催いたしました。取締役会では子会社の経営および業務執行状況について、当社および当社子会社の取締役・執行役員等より報告を受けており、子会社の適正な業務執行を統治しております。

② 監査役の職務の執行

社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査役会を9回開催いたしました。監査役会では当社および当社子会社の取締役・従業員から重要事項の報告を受けております。また監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、子会社の取締役・従業員より報告を受け、意見交換を行いました。これらの職務の執行により当社グループの経営状況を監視するとともに、会計監査人からは定期的に監査状況を聴取しております。監査役は、会計監査人、内部統制部門、内部監査部門および子会社の内部監査部門、ならびに子会社の監査役との間で定期的に連絡会議を開催し情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制

当社グループのコンプライアンス委員会ならびにリスクマネジメント委員会は、当社および当社子会社の取締役等が各委員を構成しており、当社グループ全体におけるコンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制の推進に関する課題の把握とその対応策を協議し決定しております。

コンプライアンス委員会は内部通報相談窓口（ミキホットライン）を設置しており、問題の早期発見および是正対応に努めております。その運用状況はコンプライアンス委員会へ定期的に報告されており、重要な事案についてはコンプライアンス担当役員より取締役会および監査役へ報告を行うことにしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス教育計画に基づき、経営層向けの役員コンプライアンス研修および組織内の職務と責任に応じた管理職向けの階層別研修、子会社の営業部門内に任命したコンプライアンス推進リーダー向けの研修などを実施するほか、会社規程の見直し・改定を行うことにより、内部統制の推進を図りました。また、全社意識調査の実施、就業環境を守るためのハラスメント対応ガイドラインの周知活動、ならびにコンプライアンスに関する知識・情報を社内ポータルサイトにおいて継続的に発信することなどにより、コンプライアンス意識の啓蒙と浸透に努めました。

リスク管理におきましては、リスクマネジメント委員会によりリスク管理体制の構築および運用を行っており、事前予兆対応体制の整備として災害対策マニュアルを整備し、各店舗における防災対策の確認と、従業員の安否確認システムの通報訓練を行う全社防災訓練を年2回定期的に実施しております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応については、お客様に安心して当社グループの店舗を利用していただけるよう、お客様ならびに社員の健康と安全確保を第一に、対応指針を策定し対策を実施しました。また自然災害等のリスク発生時には対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し復旧に取り組むとともに、経営理念・信条に則り社会的使命をもって顧客、地域社会等への支援活動を実施しております。

④ 内部監査体制

内部監査部門は取締役社長直轄の組織として設置しております。内部監査部門は、本社および子会社の店舗等の監査を直接または子会社の内部監査部門と連携して実施しており、内部監査の結果を取締役社長へ定期的に報告を行っております。また、監査役会および会計監査人と適宜連絡・調整を行い、適切に連携を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,901	6,829	23,718	△8,104	28,343
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	11	11			23
剰 余 金 の 配 当			△377		△377
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			887		887
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△7,031		8,092	1,060
自己株式処分差損の振替		7,031	△7,031		－
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		△19			△19
連 結 範 囲 の 変 動			△457		△457
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	11	△7	△6,979	8,092	1,117
当 期 末 残 高	5,913	6,821	16,739	△12	29,461

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	455	506	962	180	537	30,023
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)						23
剰 余 金 の 配 当						△377
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						887
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						1,060
自己株式処分差損の振替						－
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減						△19
連 結 範 囲 の 変 動						△457
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	66	1,604	1,671	△37	△1	1,631
連結会計年度中の変動額合計	66	1,604	1,671	△37	△1	2,748
当 期 末 残 高	522	2,111	2,633	142	535	32,772

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

・ 主要な会社名

30社

(株)パリミキ

(株)金鳳堂

巴黎三城光学（中国）有限公司

PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.

株式会社パリミキアセットマネジメント、Paris Miki (International) SAについては、株式会社ルネットとの吸収分割に伴い全株式を取得したことにより、それぞれ当連結会計年度から連結子会社に含めることとし、PARIS-MIKI INTERNATIONAL GmbHについては、当連結会計年度に清算結了したため、連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

・ 主要な会社名

・ 連結の範囲から除いた理由

2社

PT. PARIS MIKI INDONESIA

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

0社

(2) 持分法を適用していない

非連結子会社及び関連会社の数

3社

・ 主要な会社名

・ 持分法を適用しない理由

PT. PARIS MIKI INDONESIA

当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PARIS MIKI S.A.R.L.、PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.、OPTIQUE PARIS MIKI (M) SDN BHD、巴黎三城光学（中国）有限公司、巴黎三城眼鏡股份有限公司、PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO.,LTD.、上海巴黎三城眼鏡有限公司、PARIS MIKI KOREA INC.、JAPAN INTERNATIONAL EYE HOSPITAL CO.LTD.、PARIS MIKI PHILIPPINES INC.、Paris Miki (International) SA及び他連結子会社8社の決算日は12月31日であります。

また、MIKI, INC.、PARIS-MIKI LONDON LTD.、OPTIQUE PARIS-MIKI (S) PTE. LTD.の決算日は、2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用しております。ただし連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少

- 額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社では、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社では個別判定による貸倒見積額を計上しております。
- ② 関係会社投資損失引当金 関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。
- ③ 賞与引当金 当社及び一部の国内連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金 店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社グループの主要な事業内容は眼鏡小売であり、商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。また、商品の販売に安心保証サービスを合わせて提供する場合は、当該保証サービスを別個の履行義務として識別し、当該履行義務が保証期間において充足されることから、当該期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、一部のフランチャイズ取引のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
- これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 290百万円

有形及び無形固定資産 6,658百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

固定資産について管理会計上の区分に基づいたグルーピングを行った上で、減損の兆候がある資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失の認識にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローを過去の業績推移や将来の事業計画を基礎として見積っております。また、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた
主要な仮定は、売上高の成長予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長予測は、見積りの不確実性が高く、売上高の成長予測が変動することにより、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,358百万円
2. 当座借越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行4行と当座借越契約及びグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末の当座借越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額及び貸出コミットメントの総額	7,900百万円
借入実行残高	1,670百万円
差引額	6,230百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗（東京都、埼玉県、群馬県、静岡県他）	店舗資産	建物、構築物及び器具備品
東京都他	遊休資産	無形固定資産その他（電話加入権）

当社グループは、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいた店舗別にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が悪化している店舗及び退店の意思決定をした店舗に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、その他の資産については、将来的な使用見込がないものについて回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失（290百万円）として特別損失に計上し、その内訳は、建物及び構築物168百万円、工具、器具及び備品112百万円、リース資産（有形）0百万円、投資その他の資産「その他」8百万円及び電話加入権0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、遊休資産については、不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額等に基づく正味売却価額により測定し、電話加入権について

は、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。また、上記以外の資産については、使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	56,127千株
------	----------

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	7千株
------	-----

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2024年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	153百万円
・1株当たり配当額	3円00銭
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月7日

② 2024年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	224百万円
・1株当たり配当額	4円00銭
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月14日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・配当金の総額	224百万円
・1株当たり配当額	4円00銭
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月9日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	3,369千株
------	---------

(取得による企業結合に関する注記)

当社は、株式会社ルネットが営む資産運用事業を会社分割（吸収分割）の方法により承継したため、その対価として当社の自己株式を交付することに関する吸収分割契約を2024年5月13日付で締結しました。本吸収分割契約に基づき、株式会社パリミキアセットマネジメントおよびParis Miki (International) SAの2社の株式を含む資産運用事業を同年7月1日付で当社が承継しました。

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社ルネット

取得した事業の内容 資産運用事業

② 企業結合を行った主な理由

当社グループのパーパス（存在意義）として定めている「『トキメキ』と『あんしん』でお一人おひとりをより豊かに」の実現に向け、株式会社ルネットの資産運用事業を承継することで、当社グループによる“パリミキ”ブランドでの資産運用サービスの推進による、当社グループのお客様との間の信用創造を図ることができると判断したためであります。

③ 企業結合日

2024年7月1日（本吸収分割の効力発生日）

④ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社ルネットを吸収分割会社とする吸収分割

⑤ 結合後企業の名称

株式会社パリミキホールディングス

⑥ 資産運用事業の承継に伴い取得した議決権比率

株式会社ルネットの資産運用事業の承継に伴い、資産運用事業を行う同社子会社である株式会社パリミキアセットマネジメントおよび Paris Miki (International) SAの全株式（議決権比率100%）を取得しました。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が自己株式を対価として、株式会社ルネットの資産運用事業を承継するものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

Paris Miki (International) SAの決算日は12月31日であり、連結決算日と3か月異なっております。2024年6月30日をみなし取得日としているため、2024年7月1日から12月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

株式会社パリミキアセットマネジメントの決算日は3月31日であり、2024年9月30日をみなし取得日としているため、2024年10月1日から2025年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

対象事業についてはサム・オブ・ザ・パーツ法、当社株式については市場価格平均法を採用して算定を行い、吸収分割の対価として、当社が保有する当社の自己株式（普通株式）4,850,000株を株式会社ルネットに交付しております。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 63百万円

(5) 実施した会計処理の概要

吸収分割の対価として当社が保有する当社の自己株式4,850,000株を株式会社ルネットに交付しており、同社及び緊密な者が所有する当社の議決権の割合が51.52%となった結果、株式会社ルネットは当社の親会社となりました。よって、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）第87項における逆取得となる吸収分割の場合の吸収分割承継会社の個別財務諸表上の会計処理に倣い、連結上、吸収分割により承継した資産及び負債は吸収分割直前の適正な帳簿価額により計上し、当該適正な帳簿価額による株主資本の額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した差額はその他資本剰余金の減少として会計処理を行っています。なお、上記の結果、その他資本剰余金残高が負の値となるため、当該負の値をその他利益剰余金より減額しています。

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	393百万円
固定資産	2,537百万円
資産合計	<u>2,931百万円</u>
流動負債	348百万円
固定負債	15百万円
負債合計	<u>363百万円</u>

- (7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法
- 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結会計年度末現在、当社グループは、資金調達については必要に応じ、借入金等による方法で調達しております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しております。余剰資金の運用については、安全性の高い預金等で主に運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在するものであり、受取手形は4か月以内に支払期日が到来します。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスク等が存在します。敷金及び保証金は主に店舗を賃借する際に支出したものであり預入先の信用リスクが存在します。支払手形及び買掛金は事業活動から生じた営業債務であり、すべて3か月以内に支払期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、敷金及び保証金については適宜回収懸念の早期把握に努めております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については時価や発行会社の財政状態を適宜把握し管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達については借入金により調達しているほか、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてグローバル・コミットメントライン契約等を締結しており、月次において資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,760	2,760	－
(2) 敷金及び保証金	4,358	3,271	△1,087
資産計	7,119	6,032	△1,087

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	807	－	－	807
投資信託	1,920	－	－	1,920
社債	－	33	－	33
資産計	2,727	33	－	2,760

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	3,271	－	3,271
資産計	－	3,271	－	3,271

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。活発な市場で取引されている上場株式及び投資信託は、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない社債は、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金の償還予定時期に基づき、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	日本	海外	
眼鏡事業等	43,502	5,566	49,069
その他	655	465	1,120
顧客との契約から生じる収益	44,157	6,031	50,189
その他の収益	586	6	592
外部顧客への売上高	44,743	6,038	50,782

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	3,076	2,999
契約負債	702	773

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は773百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に2年から5年の間で収益として認識されると見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 571円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円17銭 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,882	流 動 負 債	1,031
現金及び預金	1,762	買 掛 金	2
売 掛 金	8	短 期 借 入 金	800
商 品	104	未 払 金	63
前 払 費 用	67	未 払 法 人 税 等	50
関係会社短期貸付金	850	賞 与 引 当 金	3
そ の 他	89	そ の 他	111
固 定 資 産	27,595	固 定 負 債	503
有形固定資産	649	長 期 未 払 金	38
建物及び構築物	294	繰 延 税 金 負 債	324
車 両 運 搬 具	0	資 産 除 去 債 務	29
工具、器具及び備品	20	そ の 他	111
土 地	333	負 債 合 計	1,534
無形固定資産	46	純 資 産 の 部	
商 標 権	1	株 主 資 本	28,518
ソ フ ト ウ エ ア	1	資 本 金	5,913
そ の 他	43	資 本 剰 余 金	6,841
投資その他の資産	26,899	資 本 準 備 金	6,841
投資有価証券	578	利 益 剰 余 金	15,776
関係会社株式	24,286	利 益 準 備 金	582
関係会社出資金	1,326	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,194
関係会社長期貸付金	1,297	海 外 投 資 積 立 金	3,220
長期前払費用	3	別 途 積 立 金	18,890
建設協力金	153	繰 越 利 益 剰 余 金	△6,915
そ の 他	153	自 己 株 式	△12
貸 倒 引 当 金	△402	評価・換算差額等	282
関係会社投資損失引当金	△497	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	282
資 産 合 計	30,477	新 株 予 約 権	142
		純 資 産 合 計	28,943
		負債及び純資産合計	30,477

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上 高	商 業 品 売 上 高	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	881	514
売 上 高	商 業 品 売 上 高	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	129	1,010
売 上 高	商 業 品 売 上 高	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料		171
売 上 高	商 業 品 売 上 高	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料	営 業 指 導 料		1,353
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,274
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	営 業 外 収 益		79
受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	受 取 利 息 及 び 配 当 金 他	255	263
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	8	
支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	支 払 利 息	15	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	支 払 手 数 料	3	
為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	為 替 差 損	152	
関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	関 係 会 社 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	48	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	82	
そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他	111	413
特 別 常 損 失	特 別 常 損 失	特 別 常 損 失	特 別 常 損 失	特 別 常 損 失		71
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	256	
新 株 予 約 権 戻 入 益	新 株 予 約 権 戻 入 益	新 株 予 約 権 戻 入 益	新 株 予 約 権 戻 入 益	新 株 予 約 権 戻 入 益	39	296
特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失	特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	2	
減 損	減 損	減 損	減 損	減 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
子 会 社 株 式 評 価 損	子 会 社 株 式 評 価 損	子 会 社 株 式 評 価 損	子 会 社 株 式 評 価 損	子 会 社 株 式 評 価 損	388	395
税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失	税 引 前 当 期 純 損 失		170
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	98	
法 人 税 等 還 付 税 額	法 人 税 等 還 付 税 額	法 人 税 等 還 付 税 額	法 人 税 等 還 付 税 額	法 人 税 等 還 付 税 額	△7	
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	△97	△6
当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失	当 期 純 損 失		163

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
						海外投資 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,901	6,829	－	6,829	582	3,220	18,890	657	23,349	△8,104	27,975
事業年度中の変動額											
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	11	11		11							23
別 途 積 立 金 の 取 崩											－
剰 余 金 の 配 当								△377	△377		△377
当 期 純 損 失								△163	△163		△163
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△7,031	△7,031						8,092	1,060
自己株式処分差損の 振 替			7,031	7,031				△7,031	△7,031		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)											－
事業年度中の変動額合計	11	11	－	11	－	－	－	△7,573	△7,573	8,092	542
当 期 末 残 高	5,913	6,841	－	6,841	582	3,220	18,890	△6,915	15,776	△12	28,518

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	234	234	180	28,390
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				23
別 途 積 立 金 の 取 崩				－
剰 余 金 の 配 当				△377
当 期 純 損 失				△163
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				1,060
自己株式処分差損の 振 替				－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	47	47	△37	10
事業年度中の変動額合計	47	47	△37	552
当 期 末 残 高	282	282	142	28,943

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社及び関連会社株式
- ・その他有価証券

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外のもの

決算日現在の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～50年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 4年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し損失見積額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は持株会社としてグループ内の事業子会社の統括業務と、眼鏡小売事業を行っております。子会社からは、契約に基づき経営指導料、システム使用料及び不動産賃貸料を収受しており、グループ内の事業子会社の統括業務の提供により履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。また、眼鏡小売事業における商品の販売については、商品の引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、当該商品の引渡し時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、商品の引渡し前、もしくは商品の引渡し時に受領するか、履行義務の充足後、概ね6ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式等の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社短期貸付金	850百万円
関係会社株式	24,286百万円
関係会社出資金	1,326百万円
関係会社長期貸付金	1,297百万円
貸倒引当金※	402百万円
関係会社投資損失引当金	497百万円

※貸倒引当金のうち関係会社に対する金額は393百万円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式及び出資金については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行い、当期の損失として処理しております。また、債務超過の関係会社については、投融資先の財政状態及び経営成績を考慮して純資産の回復可能性が合理的に見込めない場合には、該当関係会社に対する債権について貸倒引当金又は関係会社投資損失引当金を計上しております。

② 主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況、翌事業年度の予算などを考慮しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて回復又は悪化した場合には、引当金の戻入、評価損や引当金の追加計上が発生する可能性があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 822百万円

(2) 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対する保証債務 1,112百万円

(3) 当座借越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行4行と当座借越契約及びグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の当座借越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座借越極度額及び貸出コミットメントの総額 6,200百万円

借入実行残高 800百万円

差引額 5,400百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

(貸借対照表に区分掲記したものを除く)

① 短期金銭債権 81百万円

② 短期金銭債務 10百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
東京都他	遊休資産	電話加入権

当社は、店舗資産、賃貸資産、遊休資産及び共用資産に分類し、店舗資産については、管理会計上の区分に基づいたグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用が見込まれていない遊休資産について回収可能価額まで減額しております。

当該減少額を減損損失(0百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、電話加入権0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額について、電話加入権は市場価格等に基づく正味売却価額により測定しています。

(2) 関係会社との取引高

① 売上高及び営業収益 975百万円

② 営業費用 32百万円

③ 営業取引以外の取引高 245百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

7千株

(取得による企業結合に関する注記)

取得による企業結合に関する情報は、連結注記表「取得による企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損否認額	1,354百万円
関係会社出資金評価損否認額	478百万円
減損損失	95百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	123百万円
分社型分割による子会社株式調整額	1,503百万円
その他	542百万円
繰延税金資産小計	4,098百万円
評価性引当額	△4,030百万円
繰延税金資産合計	67百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△124百万円
差額負債調整勘定	△260百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△391百万円

繰延税金資産（負債）の純額

△324百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱ルネット (注1)	直接46.85 間接5.43	役員の兼任等 資産運用事業の 取得(注2)	関係会社株式の取得	1,352	関係会社株式	1,352
				自己株式の交付	8,026	—	—
子会社	㈱パリミキ	直接100	役務の提供 役員の兼任等	経営指導料(注3)	783	売 掛 金	71
子会社	㈱金鳳堂	直接100	役員の兼任等 資金の援助 債務保証	債務保証(注4)	150	—	—
				資金の貸付(注6)	850	関係会社 短期貸付金	850
子会社	㈱クリエイト スリー	直接100	役員の兼任等 債務保証	債務保証(注5)	889	関係会社投資 損失引当 金	372
子会社	PARIS MIKI KOREA INC.	直接100	役員の兼任等 資金の援助	—	—	関係会社長期 貸付金	391
						貸倒引当金	243
子会社	PARIS MIKI AUSTRALIA PTY. LTD.	直接100	役員の兼任等 増資の引受	増資の引受(注7)	1,712	関係会社株式	104
				貸付の回収	1,120	—	—
子会社	巴黎三城光学 (中国)有限 公司	直接100	役員の兼任等 増資の引受	増資の引受(注7)	1,750	関係会社株式	963
				貸付の回収	1,394	—	—
子会社	PARIS MIKI S.A.R.L.	直接100	役員の兼任等 増資の引受	増資の引受(注7)	505	関係会社株式	363
				貸付の回収	266	—	—
子会社	PARIS-MIKI LONDON LTD.	直接100	役員の兼任等 資金の援助 債権の放棄	資金の貸付	95	—	—
				債権の放棄(注8)	566	—	—

(注1) ㈱ルネットは当社代表取締役多根幹雄が議決権の過半数を保有する会社であり、上記の資産運用事業の取得対価として当社が保有する当社の自己株式4,850,000株を交付した結果、㈱ルネットは当期より「親会社」に該当しております。

(注2) 吸収分割についての詳細は「取得による企業結合に関する注記」に記載しております。

(注3) 主に㈱パリミキの経営指導業務にあたる手数料の受け入れであり、経営指導料については当社と取引基本契約を締結している㈱パリミキとの間で合理的に算出し、決定しております。

(注4) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っており、保証限度枠は500百万円です。なお、保証料の受取はありません。

(注5) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っており、保証限度枠は1,200百万円で
す。なお、保証料の受取はありません。

(注6) (株)金鳳堂に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しており
ます。

(注7) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(注8) 債権の放棄は、清算終了に先立ち行ったものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計
方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	513円20銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円99銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社パリミキホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大 屋 浩 孝

公認会計士 堀 井 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パリミキホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上